

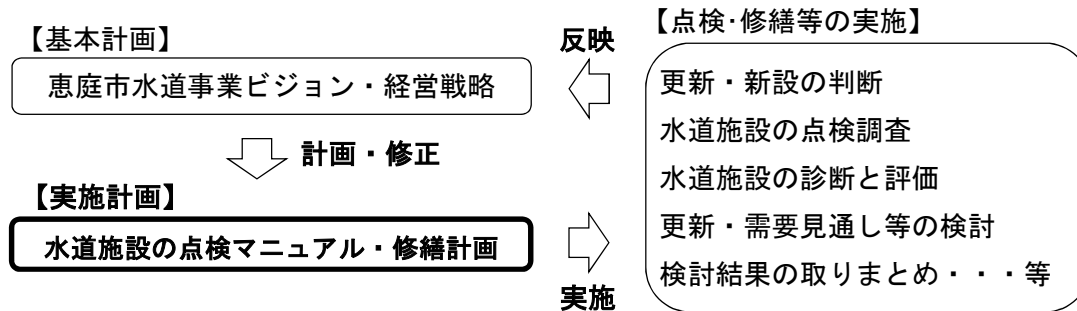
水道施設点検マニュアル及び修繕計画の策定について

1. 目的

水道事業者は、水道法の一部改正（H30.12月）に伴い、水道施設を良好な状態に保つため維持・修繕をしなければならないことや、施設台帳の整備、施設の計画的な更新など適切な資産管理の推進が義務化されました。

それを受け恵庭市では、厚生労働省で示されました『水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン』を基に『水道施設点検マニュアル・修繕計画』を策定しました。

2. 計画の位置づけ



3. 対象施設

ガイドラインにおいて、点検対象の構造物及び設備は、①コンクリート構造物、②管路、③橋梁添架管、④機械・電気設備、⑤計装設備 となっており、計画の対象施設は以下のとおりになります。

対象施設名	箇所・延長
牧場配水池	2 池
柏木配水池	2 池
柏木増圧ポンプ場	2 基
西島松増圧ポンプ場	3 基
緊急貯水槽	1 箇所
水道管総延長	約521.3 km
仕切弁	約6,900 箇所

4. 点検内容・修繕計画

別添『水道施設の点検マニュアル・修繕計画（案）』参照

5. 今後の管理

今後は、本計画に基づき水道施設の点検を実施し適切に維持管理に努めてまいります。

また、各施設の点検記録や各種図面等については、令和4年4月に運用開始予定の『上下水道管路台帳システム』へ電子データとして取り込み、今後の維持管理に活用してまいります。